

医療・福祉施設等物価高騰対策応援金

(1) 光熱費高騰分の支給対象施設

所在地が愛媛県内にあり、令和8年2月13日時点で運営中の下表に掲げる施設
(ただし、令和8年1月1日以降に新規に開設した施設等は除きます)

(2) 食材費高騰分加算の支給対象施設（病床・定員数に応じた加算）

(1) に該当し、かつ、令和7年7月から令和7年12月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設（当該期間中、施設が食材費の負担を一切していない場合は、対象外となります）

(3) その他の加算対象施設【新規拡充】

①救急告示病院等加算：救急告示病院又は周産期医療を担う病院への加算（100万円/施設）

②福祉避難所指定加算：福祉避難所に指定されている施設への加算（10万円/施設）

③訪問系サービス加算：訪問系サービス施設への加算（2万円/施設）

施設区分	施設種別（支給対象施設・サービス種別）	支給単価
医療施設等	病院（保険医療機関に限る。）	49万円 9千円/床
	有床診療所（保険医療機関に限る。）	49万円 9千円/床
	無床診療所（保険医療機関に限る。）	9万円
	[訪問系]訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者に限る。）、助産所(有床は食材加算)	3万円
	その他 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師が開設している施術所に限る。出張専門を含む。）	3万円
	歯科技工所	3万円
	薬局（保険薬局に限る。）	3万円
児童福祉施設等	[入所施設] 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、地域小規模児童養護施設、分園型地域小規模グループケア、自立援助ホーム、ファミリーホーム	25万円 9千円/人
	[通所施設] 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、放課後児童クラブ	13万円 3千円/人
	[通所系]児童厚生施設	13万円
	[その他]里親（委託を受けている世帯に限る。）	8万円
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	[入所施設] 施設入所支援、共同生活援助、障害児入所施設（福祉型・医療型）、短期入所、療養介護	25万円 9千円/人
	[通所施設] 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労選択支援、児童発達支援、放課後等デイサービス	13万円 3千円/人
	[訪問系] 居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	8万円
	[その他] 就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援施設	8万円
高齢者福祉施設・事業所等 ※基準該当は含み、医療機関のみなし指定を除く。	[入所施設] 短期入所生活(療養)介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	25万円 9千円/人
	[通所施設] 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	13万円 3千円/人
	[訪問系] 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	8万円
	[その他]居宅介護支援、福祉用具貸与	8万円
救護施設	[入所系]救護施設	25万円 9千円/人
公衆衛生施設	[その他]一般公衆浴場	4万円

(注1) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。

(注2) 支給単価の上段は光熱費高騰分、下段は食材費高騰分加算。